

議案第1号

松伏町地域公共交通活性化協議会 役員を選出について

役員	氏名
会長	
副会長	
監事	

松伏町地域公共交通活性化協議会設置要綱（抄）

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監事 2人

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

（役員の仕事）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。